

平成30年第6回日高市農業委員会議事録

開催月日	平成30年6月25日(月)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後3時00分					
議長	森谷 進					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	横田 拓也	出席	8	江連 喜美	出席
	2	島村 実	出席	9	福井 一洋	出席
	3	島村 芳孝	出席	10	横手 澄男	欠席
	4	清水 典子	出席	11	浅田 カヨ子	出席
	5	梅澤 三子	欠席	12	福嶋 輝幸	出席
	6	佐藤 茂男	出席	13	森谷 進	出席
	7	道谷 淳史	出席	14	鳴河 のり子	出席
推進委員 農地利用最適化	1	師岡 一夫	出席	4	鈴木 國昭	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	庄司 等	出席
	3	眞通 昭彦	出席	6	本藤 利一	欠席

議事 関係 出席者	
事務局	事務局長 小鹿野 高光 主幹 須田 幸知 主査 大森 充浩 主事 榊 有也
傍聴人	
議事	
日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第4	議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5	議案第27号 農用地利用集積計画(案)の決定について
日程第6	専決処分の報告について
その他	

事務局	<p>本日、会長より欠席の旨通告がありました。会長が不在ですので、日高市農業委員会会議規則第17条の規定により、13番に議長をお願いします。</p>
議長	<p><b>日程第1 議事録署名委員の指名</b></p> <p>これより、本日の会議に入ります。</p> <p>日程第1議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は12番、14番をお願いします。</p>
議長	<p><b>日程第2 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について</b></p> <p>日程第2議案第24号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。</p>
事務局 議長 14番	<p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の14番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>24日に現地確認をしました。申請地は県央道の側道で蕎麦屋の奈佳一から100mほど南に進んだ場所に位置します。現地はきれいに管理されていました。</p>
議長 事務局	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請人は、今年度限りで定年退職となるため、退職後は農業に専念する予定です。農業従事に関しては、狭山市に9,092㎡の農地を所有しており、そば、サトイモなどを栽培しており、狭山市農業委員会から耕作証明が発行されています。なお、農業従事日数は150日以上と聞いています。申請地では、茶木を伐根し、そばを栽培する計画となっています。</p>
議長 委員	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。</p>
委員 議長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p>
	<p><b>日程第3 議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について</b></p>
議長	<p>日程第3議案第25号農地法第4条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。</p>
事務局 議長	<p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の11番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p>
11番	<p>24日に5番（推進委員）と現地確認をしました。申請地はきれいに管理されていました。申請人は手話の教室をしているとのことで、生徒が駐車場として利用できるよう申請をしたとのことです。</p>

<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長 委 員 議 長 事 務 局 議 長 事 務 局</p>	<p>2番、3番は関連がございますので、一括審議でよろしいでしょうか。 はい 事務局より2番、3番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。 申請人はともに専業主婦です。6月21日に現地確認をしました。申請地は、巾着田の入口から入り、バス専用駐車場の南側道路を進み、佐島牧場手前に位置する土地です。現地の状況は、保全管理をしている状況です。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>当該申請地は巾着田の中に位置しており、9月からの曼珠沙華開花時期において、巾着田内の駐車場が満車となるため、その影響から道路も渋滞となってしまいます。このことから申請地において、臨時駐車場を開設し、少しでも渋滞が緩和できればと思い計画をしたものです。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>現地の形状変更をしないこと、過去の使用経過等を鑑みて、申請地及び隣接地への影響はないと思われま。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>なお、当該申請は昨年も同様に申請されており、総会審議において、一時転用後は現地を耕運機などで耕し、農地の用にするという条件が付されました。申請人は、この条件を基に耕運機を購入し、現地を耕し農地へ復元しています。埼玉県も、これを確認し完了届を受領しています。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>日程第4 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について</b> 日程第4 議案第26号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。</p>
<p>事 務 局 議 長 事 務 局</p>	<p>〈議案朗読〉 事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。 土地所有者は会社役員です。行為者は、無職ですが、過去に市内で店舗を構え、肉販売業を営んでいました。</p>

	<p>申請地は巾着田内の南、ログトイレの近くに位置する土地です。現地の状況は保全管理をしている状況です。</p> <p>9月からの曼珠沙華開花時期に申請地において、地域活性化のために地元産の農畜産物（野菜、ブルーベリーなど）の販売する店舗用地として一時転用するものです。当該申請地を店舗用地として利用しますが、現地の形状変更をしないことやテント等の器具等を設置するのみのため、申請地及び隣接地への影響はないと思われます。</p> <p>なお、当該申請についても昨年申請されており、総会審議において、一時転用後は現地を耕運機などで耕し、農地の用にするという条件が付されました。申請人は、現地を耕し農地へ復元しております。埼玉県も、これを確認し完了届を受領しています。</p>
<p>議 長 委 員</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。</p>
<p>議 長 委 員</p>	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>議 長 委 員</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長 6 番</p>	<p>事務局より2番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の6番より申請地の状況について説明をお願いします。 申請地は県道飯能寄居線の板仏の信号の東側に位置します。現在は少し草が生えている状態でした。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 譲受人は、主に建設現場の足場工事を請負う事業者です。 当該申請は、農振農用地区域からの除外から計画されているもので、5月に除外の認可を受けています。 現在、搬送用のトラック置場を日高市内に設置しておりますが、資材置場が鶴ヶ島市内にあることで、移動などに時間を要してしまい、作業効率が悪く困っていたとの事です。 土地の選定理由としては、トラック置場が当該申請地に隣接しているため、資材置場と一体とした管理が行えること、作業効率が良くなることを理由としています。 申請地の農地区分は3種農地であり、計画目的に必要性があると判断できるため、許可相当と考えます。</p>
<p>議 長 委 員 議 長 委 員</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。 異議なし。</p>

議 長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
議 長	事務局より 3 番の朗読をお願いします。
事 務 局	〈議案朗読〉
議 長	本件担当の 7 番より申請地の状況について説明をお願いします。
7 番	申請地は旭ヶ丘地区の加藤牧場の通りを東に向かい、ファッションセンターしまむらの手前の道を北へ進んだところに位置します。申請地はトラクターで耕運された状態でした。
議 長	事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局	譲受人は、主に医療機器など精密機械の部品を製造する事業者です。
	当該申請は、農振農用地区域からの除外から計画されているもので、5月に除外の認可を受けています。
	事業の需要が増えていることで、敷地内の活用方法変更に伴い、駐車場の一部を移設したいこと、また、従業員増員も予定している事から、駐車場の不足が生じたため、敷地を拡張し駐車場を設置する計画を立てたものです。
	申請地の農地区分は 2 種農地であり、計画目的に必要性があると判断できるため、許可相当と考えます。
議 長	質疑がありましたらお願いします。
1 番 (推進委員)	農振農用地の除外から計画されているが、除外することについて、適正に審議されたのですか。
事 務 局	農振農用地からの除外については、市長部局において審議されています。
1 番 (推進委員)	賃貸借の賃料はいくらですか。
事 務 局	賃借料に係る資料が添付されていないため、詳細は分かりません。
12 番	雨水の処理はどうなっていますか。
事 務 局	申請地の仕上げが砕石となっておりますので、そのまま申請地に浸透するものと思われます。
12 番	周辺の土地に影響はありませんか。
事 務 局	出入口以外は、コンクリートブロックで囲う計画となっております。
議 長	質疑がありましたらお願いします。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
議 長	事務局より 4 番の朗読をお願いします。
事 務 局	〈議案朗読〉
議 長	本件担当の 1 番より申請地の状況について説明をお願いします。
1 番	24 日に現地確認をしました。現在は、雑草が生えている状態です。
議 長	事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

<p>事務局</p>	<p>譲受人は、主に建設工事用の資材販売を行う事業者です。</p> <p>当該申請は、農振農用地区域からの除外から計画されているもので、5月に除外の認可を受けています。</p> <p>事業内容の一つである残土処分の取引需要が増えてきた事で、既存の資材置場内にある残土置場に不足が生じているため、敷地を拡張する計画を立てました。</p> <p>申請地の農地区分は1種農地であります。既存敷地面積の2分の1以下であること、また、計画目的に必要性があると判断できるため、許可相当と考えます。</p>
<p>議長 12番 事務局</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>道路と水路を挟んだ土地でも敷地拡張できるのですか。</p> <p>道路挟みでも認められています。また、水路については管理者である市建設課と協議しており、占用の許可を取り、水路に影響のないようにした上で敷地を整備することになります。</p>
<p>12番</p>	<p>申請地に近接する〇〇〇番の土地は畑ですか。もし、畑であるとその土地だけ残ってしまうと思います。</p>
<p>事務局 12番 事務局</p>	<p>〇〇〇番の土地はおそらく道路部分となっています。</p> <p>置場で使用していない法面も含んで既存敷地としてみなすのですか。</p> <p>敷地拡張については、原則、土地の面積が基準となります。当該申請地は土地の形状に法面も含まれていたことで、これを整備して使用しているため、既存敷地とみなします。</p>
<p>1番（推進委員） 事務局</p>	<p>譲渡人が3名いるが、所有権を取得した理由を教えてください。</p> <p>平成12年に相続により、3分の1ずつ取得しています。</p>
<p>1番（推進委員） 事務局</p>	<p>田んぼはどのくらいの期間、休耕地となっていましたか。</p> <p>具体的にはわかりませんが、しばらく稲作はされていない状態です。</p>
<p>1番（推進委員） 事務局</p>	<p>水田を利用したい担い手に、あっせんすることはできなかったのですか。</p> <p>水田を利用したい担い手がいれば、あっせんすることは可能ですが、利用希望者がなかなか現れない状況です。</p>
<p>議長 委員 議長 議長 委員 議長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議長 事務局 議長 7番</p>	<p>事務局より5番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の7番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>24日に現地確認をしました。申請地は旭ヶ丘地区のたまごのきもちというお店の通りを南に進んだとところに位置します。現在は耕運されている状態</p>

<p>議 長 事 務 局</p>	<p>です。</p> <p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>当該申請は、農振農用地区域からの除外から計画されているもので、5月に除外の認可を受けています。</p> <p>譲受人は現在、借家にて生活しており、子どもの成長につれて、生活スペースが手狭になってきたことから、親の所有する土地を借りて、住宅を建築する計画をしたものです。</p> <p>申請地の農地区分は第1種農地であります。南側に集落接続がとれること、計画内容についても妥当であると判断できることから、許可相当と考えています。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長 2 番</p>	<p>事務局より6番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の2番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請地は中沢のニチバンを東に100mほど進んだところに位置します。現在は、きれいに整地された状態でした。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>譲受人は、ブルーベリー農園を経営しており、ブルーベリーの収穫時期となる7月、8月には、一般客を対象とした摘み取り事業を行っています。</p> <p>現在、摘み取り事業は日高市大字駒寺野新田地内にある農園で実施していますが、今年から日高市大字大谷沢地内にある農園においても摘み取りを実施する計画です。</p> <p>摘み取りを実施するにあたり、来客用の駐車場が必要となるため、近隣で借用できる土地を探しましたが、生憎、適当な土地が存在しなかったことで、農園に近接する当該申請地を候補地とし、土地所有者の了解が得られたため、選定しました。また、当該申請地は、譲受人が先月、利用権設定により借受けた土地であり、現在の利用状況については、木材チップを撒き土質改良を行っている状況です。</p> <p>なお、駐車場の必要台数については、農園経営の実績から20台分としています。</p> <p>現地の形状変更をしないことから、申請地及び隣接地への影響はないと思われれます。</p>
<p>議 長 3 番</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>申請人は認定農業者ですか。</p>

事務局	そうです。
議長	質疑がありましたらお願いします。
委員	ありません。
議長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
議長	<b>日程第5 議案第27号 農用地利用集積計画（案）の決定について</b> 日程第5議案第27号農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題とします。事務局より1番の朗読をお願いします。
事務局	〈議案朗読〉
議長	本件担当の6番より申請地の状況について説明をお願いします。
6番	申請地はひだかアリーナ前の都市計画道路を東に進み、北側への道を進んだところに位置します。現在は、申請地すべて多少草が生えている状態です。
議長	事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
事務局	申請人は秩父市に所在する農地所有適格法人であり、この6月に日高市の認定農業者の認定を受けています。
議長	役員は2名となっており、平成29年度と平成30年度から就農した農家で構成され、秩父市ではブドウを栽培し、秩父市内の直売所にて販売をしています。計画では、申請地でネギを栽培し、日高市内の直売所などに出荷することとのことです。役員の一人が日高市出身であり、日高市でも農業を営んでいきたいとのことから今回の申し出に至っています。
議長	質疑がありましたらお願いします。
1番（推進委員）	秩父市から日高市に通って農業をするのですか。
事務局	はい、そうです。従業員の一人が日高市に実家があるため、週に何日か帰ってきてるそうです。
12番	会社はいつ設立されましたか。
事務局	平成30年4月に設立され、6月に秩父市と日高市の認定農業者となっています。
12番	役員以外の農業従事者は何人いますか。
事務局	現在は役員のみで農業従事しておりますが、時期によってはアルバイトの雇用を計画していると聞いています。
1番（推進委員）	申請地では何を栽培するのですか。
事務局	ネギを栽培する計画です。
12番	役員の方の年齢を教えてください。
事務局	年齢は〇〇代です。
議長	質疑がありましたらお願いします。
委員	ありません。
議長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営

<p>委員 議長</p>	<p>基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認と いうことでよろしいでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消し てください。</p> <p><b>日程第 6 専決処分の報告について</b></p> <p>議長 委員 議長</p> <p>日程第 6 専決処分の報告について、質疑がありましたらお願いします。 ありません。</p> <p>以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>
------------------	---

署名

上記会議の次第は、農業委員会事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

印

議事録署名委員

印

印